

3 月 2 日 (第 1 号)

令和元年豊能町議会 3 月定例会議会議録目次

令和 2 年 3 月 2 日（第 1 号）

| | |
|------------|---|
| 出席議員 | 1 |
| 議事日程 | 2 |
| 開会の宣告 | 4 |
| 町長あいさつ | 4 |
| 開議の宣告 | 5 |
| 会議録署名議員の指名 | 5 |
| 町政運営方針について | 5 |

（議案提案説明・質疑・討論・採決）

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 第 2 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めること について | 1 2 |
|---------------------------------------|-----|

（議案提案説明）

| | |
|--|-----|
| 第 3 号議案 豊能町監査委員条例改正の件 | 1 3 |
| 第 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件 | 1 3 |
| 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件 | 1 4 |
| 第 6 号議案 豊能町印鑑条例改正の件 | 1 4 |
| 第 7 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件 | 1 5 |
| 第 8 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件 | 1 5 |
| 第 9 号議案 豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件 | 1 5 |
| 第 10 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件 | 1 6 |
| 第 11 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件 | 1 6 |
| 第 12 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件 | 1 7 |
| 第 13 号議案 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件 | 1 9 |
| 第 14 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件 | 1 9 |

| | | |
|-----------|--|-----|
| 第 1 5 号議案 | 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算 の件…………… | 2 0 |
| 第 1 6 号議案 | 令和 2 年度豊能町一般会計予算の件…………… | 2 1 |
| 第 1 7 号議案 | 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘 定予算の件…………… | 2 3 |
| 第 1 8 号議案 | 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所 施設勘定予算の件…………… | 2 4 |
| 第 1 9 号議案 | 令和 2 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算 の件…………… | 2 5 |
| 第 2 0 号議案 | 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予 算の件…………… | 2 6 |
| 第 2 1 号議案 | 令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件… | 2 7 |
| 散 会 の 宣 告 | …………… | 2 9 |

令和2年豊能町議会3月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和2年3月2日（月）

場 所 豊 能 町 役 場 議 場

出席議員 11名

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 1 番 | 長澤 正秀 | 3 番 | 中川 敦司 |
| 4 番 | 寺脇 直子 | 5 番 | 菅野英美子 |
| 6 番 | 永谷 幸弘 | 7 番 | 井川 佳子 |
| 8 番 | 小寺 正人 | 9 番 | 秋元美智子 |
| 10 番 | 高尾 靖子 | 11 番 | 西岡 義克 |
| 12 番 | 川上 勲 | | |

欠席議員 1名 2番 田中 龍一

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 塩川 恒敏 | 副 町 長 | 池上 成之 |
| 教 育 長 | 森田 雅彦 | 総 務 部 長 | 内田 敬 |
| 生活福祉部長 | 上浦 登 | 建設環境部長 | 上畑 光明 |
| 教 育 次 長 | 八木 一史 | | |

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|-------|-----|-------|
| 議会事務局長 | 東浦 進 | 書 記 | 立川 哲也 |
| 書 記 | 田中 尚子 | | |

議事日程

令和2年3月2日（月）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町政運営方針について
- 日程第 3 第 2 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 4 第 3 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 日程第 5 第 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 日程第 6 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 日程第 7 第 6 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 日程第 8 第 7 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件
- 日程第 9 第 8 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件
- 日程第 10 第 9 号議案 豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件
- 日程第 11 第 10 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 12 第 11 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 日程第 13 第 12 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 日程第 14 第 13 号議案 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 日程第 15 第 14 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 日程第 16 第 15 号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 日程第 17 第 16 号議案 令和2年度豊能町一般会計予算の件
- 日程第 18 第 17 号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 日程第 19 第 18 号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 日程第 20 第 19 号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件

- 日程第 2 1 第 2 0 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定
予算の件
- 日程第 2 2 第 2 1 号議案 令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計予算の
件

開会 午前9時30分

○議長（永谷幸弘君）

ただいまの出席議員は11名であります。

定足数に達しておりますので、令和2年豊能町議会3月定例会議を開会いたします。

なお、マスクは着用して結構ですので、よろしく願いいたします。

定例会議に当たりまして町長から挨拶がございます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

皆さん、おはようございます。

豊能町議会3月定例会開催に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、豊能町の発展のため御高配と御支援を賜り、敬意を表するとともに感謝申し上げます。引き続き御支援・御協力を切にお願い申し上げます。

さて冒頭でございますけれども、報告でありますけれども、昨年11月に中国武漢で発生をいたしました新型コロナウイルスの人への感染が報告をされてから中国で全ての省に蔓延し、現在ではアジア、ヨーロッパ、北米、アフリカ、オセアニア、20カ国以上に感染が拡大をしております。全世界で9万人の感染が確認をされておまして、日本でも昨日までですけれども961人、これはクルーズ船を除きますけれどもそういう状態です。ただ、昨日は兵庫県のほうにも新たな感染者が出てきた。大阪府で合計4人ということになってまいりました。本町では2月の3日から対策本部を立ち上げて、情報収集とそれからその対策についてあらゆる検討をしてまいります。感染拡大防止のため、本町主催の行事の延期、そういうことをさせていただきまし、先週の木曜日夜、国からの要請を受け

まして本日から休校等を実施をさせていただいております。この動きに関してはさらに今後とも情報収集を張りめぐらしながら、新たな事態に備えていかなければならないと存じております。保護者の方々そして住民の皆様には大変御心配をおかけをしておりますけれども、何とぞ御理解を賜りたいというように存じます。

なお、町民の皆様への情報伝達というのが一番重要でございます。私どもの豊能町のホームページのトップのところでございますけれども、一番、バナーがあつてその下に緊急情報、このところ最近はずっと使っておりませんでしたけれども、ここに新型コロナウイルスに対する発信を、大阪府または国から、そして豊能町からの情報に関してはそこをずっと集中的に見れるような形でその情報を掲載を始めております。したがいまして、今後とも何かありましたらホームページのところをごらんをいただくという形になりますけれども、状況によりましてはたんぽぽメールであるとか防災行政無線でのホームページ閲覧の呼びかけでありますとか、広報車であるとか、そういうところも必要かと存じます。

昨日は大阪府のほうで発生をいたしましたので、クラスター感染を予防するために専門家を、国への派遣も要請をしたところでございますけれども、私も携帯電話が鳴るたびにびくっとしながら、その電話の応答でほっとするということでございます。これからも手洗いの励行、それから飛沫感染防止のためにマスクの着用でありますとか、アルコール消毒が欠かせないわけでございますけれども、何分、品薄状態というか全く入ってこない。先週の土曜日には一挙にトイレットペーパーと紙類が本当にすっかりきれいになったといひますか、本当に昔のトイレットペーパー騒ぎと同じよう

な状態、情報が不安であるとそれらの行動に拡大をしていくということが重要でございますので、今後ともしっかりとした情報提供をさせていただきたいというように存じております。

さて、本日の3月定例会議におきましては、令和2年度における予算案とその関連諸議案を提案をさせていただき御審議を賜りたいと存じます。後ほど新年度の町政運営方針と予算の概要を申し上げます。議員の皆様並びに町民の皆様にご理解を賜り、そして豊能町の発展のため尽力をしていきたいと存じます。

本日の定例会議の開催に当たりまして若干の御報告と御挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（永谷幸弘君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、3月定例会議の会議期間は、本日から3月19日までの18日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、3番・中川敦司議員及び4番・寺脇直子議員を指名いたします。

日程第2「町政運営方針について」を議題といたします。

令和2年度町政運営方針の説明を求めます。

塩川恒敏町長。

○町長（塩川恒敏君）

改めまして、豊能町議会3月定例会議の開会にあたり、令和2年度の町政運営における基本的な考え方と主な施策について、所信の一端を申し上げます。

町長に就任して、早や一年。一心不乱に走り続けてまいりました。あつという間の1年であったという印象です。この間、多くの方々とお会いし、様々な場所で話し合う機会が得られたことに感謝に堪えないところでございます。その中で私は、住民の皆様の声をしっかり受け止め、住民目線で考え、住民に寄り添いながら課題の一つひとつ実現していくことが私の責務だと再認識いたしました。今回「豊能町を変える。財政健全化と明るい未来づくり」をモットーに、初めての当初予算を編成をしました。

さて、本町にとっては人口減少と少子高齢化が最大の課題であり、そのために町税が毎年減少し続けております。

本町の財政は、税収入に対し、社会保障費、人件費、公債費など固定的な経費が多く、平成30年度決算では経常収支比率が101.2%になり、財政構造は硬直状態にあります。

更に、町税、譲与税、交付金などの経常一般財源は減少し、その経常一般財源に占める依存財源の割合は年々高くなっており、国の地方財政施策により大きく左右される不安定なものと言わざるを得ません。

このままでは、子育てや教育、防災、観光振興など、本町の魅力を高める施策の実現が困難であることから、今後は新たな視点も取り入れながら未来あるまちづくりを推進するために、「行財政改革プラン2019」を進めております。「組織・機構の改革」、「行政経営の改革」、「財政運営の改革」、「施設運営の改革」の4項目に分け加速をし、健全な財政運営と持続可能なまちづくりを進め、「健全化」と「成長」の両立し得る財政基盤を構築することが急務であります。

ほかにも、本町には解決すべき課題が多いわけですが、課題を一つひとつ解

決してまいります。今後もより一層、地域住民や事業者など地域の多様な主体と連携・協働し、「住民参加の協働のまちづくり」を推進するとともに、近隣自治体との広域連携、更に民間企業との相互連携による施策や事業展開を、職員とともに全力で取り組み、住民の期待と信頼に応えてまいります。

令和2年度当初予算案について説明させていただきます。

令和2年度当初予算案は引き続き経費の削減に取り組む一方、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるために、限られた財源を効率的かつ実効性のある施策に配分することとし、次の4事業について重点的に予算を配分いたしました。

一つ目、教育改革・子育て支援に関する事業。

二つ目、定住促進と交流人口・関係人口の増加を促す事業。

三つ目、農林業・観光の自立化に資する事業。

四つ目、豊能町の魅力、町政の情報発信の充実に関する事業。この4点でございます。

これからは、ITやAIによって働き方改革も含めて激変する社会を自ら考え、自らが改革し、切り開き、生き抜く子どもを育てる教育環境を整えなければなりません。そのために、地域とともにある学校づくり、コミュニティ・スクールですが、この推進や東西それぞれに保幼小中一貫教育を推進することなどによる「教育力・日本一」を目指した取り組みを行うことが豊能町の魅力づくりの一番であると考えております。

また、長期的な展望に立って豊能町の未来あるまちづくりを進めるためにも「総合まちづくり計画」の策定、まち・ひと・しごと創生総合戦略を切れ目なく続ける住民

参画事業などに、重点的に取り組んでまいります。

また、それらを実現するために組織の改編をし、町の魅力づくりや町政情報の発信に積極的に取り組むこととしております。

本町の令和2年度当初予算案の総額は、

| | |
|------|---------------|
| 一般会計 | 69億4,500万円 |
| 特別会計 | 65億7,005万2千円 |
| 合計 | 135億1,505万2千円 |

であります。

以下、第4次豊能町総合計画に掲げております6つの基本目標と方向性の項目に区分して、令和2年度の町政運営の方針と事業内容を順次ご説明申し上げます。

目標1「住民と行政との信頼・協働によるまちづくり」についてでございます。

まず、令和2年4月1日より、組織を改編いたします。その目的と内容ですが、主に企画政策や町の魅力の発信などまちづくり施策の強化を図るため、新たに町長直轄の組織として「まちづくり創造課」を設置します。各部の業務の平準化を図るため、町長部局の部を3部から4部体制にいたします。住民の皆さまに分かりやすく政策に準拠した組織名とするため、4部2課の組織名を変更・設置いたします。業務の推進、職員の職務の明確化を図るため、課内の室を5室から9室に増設します。以上の4点でございます。この新しい組織体制により、町政推進の要として行政サービスの向上を図ってまいります。

次の項目ですが、本町、能勢町及び民間団体で構成する新電力会社の設立に対して出資し、再生エネルギーを主とした電力の小売り事業を行い、その事業運営により得られた利益をもとに町では手の行き届かない地域貢献を担ってまいります。

また、ゆるキャラグランプリにおきましては、SNSでの拡散や、コラボレーショ

ンによる発信強化を行うなど前回50位から13位と大きく躍進いたしました。豊能町イメージキャラクターとよのんを有効活用し、町の魅力を発信してまいります。

「まち・ひと・しごと」のシティプロモーションでは、関係人口へのアプローチを高めてまいります。地域住民が地域の魅力を自ら発信するとともに、本町を応援していただける関係人口との相乗効果で新たな魅力創造を行い、また課題解決する取組みを通じて、地域の参画意欲を更に高め、町内外に多様な主体を増やす取組みを強化してまいります。

また、シティプロモーションの一環として、平成28年度に設置した豊能町の魅力創造・課題解決を行うための理念を表現したブランドメッセージ「曲がりくねって、ただいま。大阪府豊能町」を核として、豊能町への思いを持った地域住民と一緒に豊能町公認レポーターのポータルサイトと住民主体のホームページとのコラボにより、多くの関係人口への拡散を図りながら豊能町の魅力を発信し、豊能町ブランドの実現に取り組んでまいります。

本町の課題である空き家の増加に対しては、空き家の利活用により子育て層、若年層の転入促進、定住化を図るため、住民団体との連携による「住まいの相談窓口」チャレンジショップにおける相談事業や空き家バンクの充実などを図り、空き家の積極的な利活用並びに多様な住まいの流通促進に向けた取組みを強化してまいります。

更に、豊能町の魅力を増やし、町内外においてファンを獲得するため、引き続きトヨノドリーム（地域提案型事業）を実施し、豊能町で夢の実現や新たなチャレンジをしたいと考えている方々を支援し、より強固な体制を構築してまいります。

また、女性活躍の推進については、「と

よのわたし研究室」のセミナーの実施により、地域における女性の内面的な変化と発展を通じた人材育成や、提案に基づく自発的な取組みが図れます。その伴走支援を行うとともに、町外の企業や団体など多様な業種の人々と繋がることで、地域がいきいきと変化していく仕組みづくりを進めてまいります。

ふるさと寄付につきましては、令和元年度は過去に最高の寄付金を得ることに成功いたしましたが、令和2年度はふるさと起業家に対し補助金を交付できるクラウドファンディング型の支援を募集し、実施してまいります。引き続きふるさと納税サイトやインターネットを利用した支払いシステムの活用、寄付の使途の拡充、特産品のさらなる充実など、寄付額の増加に向けた取組みを促進してまいります。

さらに、産官学の連携につきましても積極的に取組みを行い、企業版ふるさと納税の導入についても相互検討を進めてまいります。

目標2「地域で育て、地域で育つ、人を大切にすまちづくり」についてでございます。

未来を担う子どもたちがよりよい環境で学ぶことができるようにすることは、未来への投資であります。学校の再配置につきましては、将来のまちづくりを見据えながら「保幼小中一貫教育推進」と「地域とともにある学校づくり」を実現するため、東西地区それぞれに義務教育学校として再編・整備を進めてまいります。

また、子どもたちが学校の抱える課題の解決のため、そして、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠であることから、「地域とともにある学校づくり」を実現するために、学校運営協議会が必要で、令和

2年度、この準備会を立ち上げ、学校と地域がパートナーとして連携・協働する取り組み実現を推し進めてまいります。

また、各小・中学校の空調を整えることや、トイレの洋式化等の環境整備にも取り組んでおりますが、さらにスクールカウンセラーの増員やICTを活用した学習活動の充実と国のGIGAスクール構想にも積極的に取り組み、いち早く「一人一台のタブレット」を実現するなど先進的な教区環境を構築してまいります。学校教員の働き方改革については、校務支援システムの更なる活用などにより教員の負担軽減に取り組んでまいります。

家庭、学校等を結ぶ読書活動を推進するため、所園学校の図書館の蔵書充実や「本のソムリエ」プロジェクトなど啓発イベント等を実施し、子どもの読書習慣づくりを進めてまいります。

また、グローバル社会に対応できるコミュニケーション能力の育成のため、漢字検定・英語検定の受験料を全額補助し、国語、英語を中心にことば力の向上を推進してまいります。

そして、学力・体力向上を図るために、小・中学校全児童生徒に対して、年1回学力・体力・学校生活の調査を実施し、一人ひとりの成果と課題を把握したうえで、その一人ひとりの指導充実を図ってまいります。

次に子育て支援の充実を図るため、「育児の日」の取り組みを継続して進め、地域における子育て支援の充実を図るとともに、母子保健事業と連携して妊娠期から誕生、1歳6ヶ月までを対象とし、家庭訪問による支援も継続して実施してまいります。

生涯学習については、住民一人ひとりが、豊かな人生を送ることができ、その生涯にわたって、あらゆる機会において学習し、

その成果を適切に生かすことができるよう、社会教育の関連団体間の交流に努めるとともに、地域の人材と自然環境を活かし、大人と子どもが世代を超えてお互いに学びあっていくまちづくりを目指してまいります。

また、生活の中で自然と接することが少なくなった子どもたちに、本町にある豊かな自然、文化財、歴史を活かした、様々な自然体験活動や文化活動を継続して推進いたします。

ハード面では西地区の生涯学習施設の拠点であります西公民館のエレベーター、受変電設備及び空調設備の改修工事を行い、長寿命化を図ってまいります。

図書館では、令和元年度に活動を開始した本の修理ボランティアにとどまらず、更に地域住民が主体的に図書館活動に関われる環境を整備し、住民参加の「場」としても図書館活動を活性化してまいります。

さらに、今後ますます高齢者の層が厚くなることから、アクティブシニアが住民協働を引っ張っていただき、図書館という「場」を活かしての多様な年代層の住民の参加を得て、交流活動、文化活動、地域活動等を活発に展開できるよう推進してまいります。

人権啓発の推進においては、豊能町人権尊重のまちづくり条例の目的である「あらゆる差別をなくし人権意識の高揚を図り、すべての町民の基本的人権が尊重される明るく住みよいまちづくり」を目指していくため、豊能町人権まちづくり協会と連携しながら、人権作品コンクールや研修、講演会等の人権啓発活動の推進に引き続き取り組んでまいります。

目標3「豊かな自然景観・田園風景が生きるまちづくり」についてでございます。

田園風景が生きるまちづくりについてでございますが、農業者の高齢化・担い手不

在の中にあつて、景観や農地の保全は重要な課題の一つであります。また、農業の一層の効率化が求められており、本町では、府営ほ場整備事業等に取り組んできたところでもあります。

以前から要望しておりました農地中間管理事業関連農地整備事業（ほ場整備）における負担割合については、大阪府の補助率引き上げが実現いたしました。

牧地区で進められているほ場整備が本格化したことを受け、令和2年度は町主体による換地計画原案の策定に着手できることとなり、引き続き大阪府や牧地区と連携し事業の円滑な推進に更に取り組んでまいります。

また、高山地区においてもほ場整備に向けて協議会が立ち上がり、事業同意に向けた動きも本格化していることから、事業が円滑に進むよう大阪府と連携し支援してまいります。

他の地区においてもほ場整備への関心が高まっていることから、地域役員等と連携し、事業実施の可能性を検討してまいります。

棚田・ふるさと及び農空間の保全につきましては、地域資源の適切な保全と、増加傾向にある遊休農地の再生や農地の維持・保全活動を、地域住民・ボランティア・企業などと連携し、棚田を始めとする美しい農空間の保全に努めてまいります。

昨今、太陽光発電設備の普及に伴い、良好な景観や眺望の阻害等の問題が維持管理も含めてですけれども多く発生しております。本町でも令和元年10月1日に太陽光発電施設の設置及び管理に関する条例を施行しました。今後は、太陽光発電事業と地域との共生を図り、みどり豊かな自然環境、良好な生活環境の保全に取り組んでまいります。

ごみ減量と資源化については、平成29年度を始期とする第2次豊能町ごみ処理基本計画において重点施策として位置付けている「減量と資源化の目標」を達成するため、住民の皆さまや事業者との連携・協働で進めます。

また、資源循環型社会の構築に向け、ごみ減量化・資源化を図るため、廃棄物減量等推進員を始めとする住民の皆さまや町内事業者の方々と連携を深め、ごみの減量と分別に対し、研修や街頭PR活動等を引き続き行ってまいります。さらにレジ袋の全廃など、マイクロプラスチック問題に対する啓発もPRしてまいります。

役場周辺の倉庫に仮置きしているダイオキシン類汚染物につきましては、汚染物の安全性について積極的に周知を図るとともに、「遮断型最終処分場」の建設に向けた検討を進め、早期の最終処分を目指してまいります。

目標4「元気で暮らせる支え合いのまちづくり」についてでございます。

本町は、高齢化率が45%を超え、人口の約半分が65歳以上という超高齢社会となっており、ますます「健康寿命の延伸」をキーワードとした取り組みが必要不可欠となっています。

そのため、健康寿命の延伸と健康格差の縮小や生活習慣病の発症予防と重症化予防などについて豊能町・大阪府・民間事業者との産官学連携による各種健（検）診率の向上と重症化予防の取り組みを進めてまいります。

また、地域包括ケアシステムの推進におきましては、高齢者の孤立化防止を図るとともに、きめ細やかな相談体制を作る等その中心的役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図ってまいります。更には、地域包括ケアシステム的一端を担う介護予

防・日常生活支援総合事業につきましては、豊能町・大阪大学・大阪府・民間事業者の産官学連携による事業を深化させることにより、引き続き介護予防、認知症施策及び在宅医療・介護連携を推進していくとともに、第7期豊能町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者保健福祉や介護保険サービスの充実を図ってまいります。

認知症施策については、地域包括支援センターの「認知症地域支援推進員」を中心に施策を展開するとともに、地域包括支援センターの相談機能の強化、医療を含むチーム支援を図るとともに、また地域住民を始め、地域の関係機関とのネットワーク強化を推進し、認知症の本人、御家族の支援をできる体制を整えてまいります。

老人福祉センターについては、シニア層が明るく充実した生活を実現するため、高齢者の社会参加、介護・認知症予防などの健康づくりを支援する拠点づくりに引き続き取り組んでまいります。

母子保健については、子育て世代包括支援センターの母子保健コーディネーターを中心に、妊産婦及び子育て世代の総合的相談支援を充実させ、多様なケースに対する妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の推進を図ってまいります。

障害児・障害者のその家族を始め、福祉全般にかかわる相談に対し、相談者の属性や課題にかかわらず総合的かつ専門的な支援を図るため、福祉相談支援室を吉川支所内に設置するとともに、地域の障害者の相談支援の拠点としての役割を担うために障害者基幹相談支援センターを設置してまいります。

国保診療所についてであります。歯科診療については、定年退職に伴いこのたび新たに歯科医師を迎えます。今後も住民の

皆さまにさらなる安心で安全な治療を受けていただくため、歯科用CTを始めとした歯科医療機器を導入してまいります。

また、今後、通院が困難な患者への往診の実施や土曜日診療に向けた検討、更には一般歯科に加え歯科口腔外科にも対応してまいります。

内科診療においても、診療日数を3日から4日に拡充し、そのうちの2日については現在実施できていない午後の診療も行ってまいります。今後も地域に根ざした診療体制の整備と充実を図ってまいります。

目標5「活力のあるまちづくり」についての項目でございます。

これまで連携することが少なかった農業と観光双方の事業を組み合わせ、一体的な戦略として推進することにより、それぞれの関係者が連携し、共通のビジョンを持って、観光による集客、来訪者による地域の賑いのまちづくりを目指して、平成29年3月に農×観光戦略推進計画を策定し、推進したところでございます。

右近の郷、花折街道、志野の里への来訪者のデータを見ると、ここ数年の本町への訪問者は増加傾向にあり、外国人旅行者も増加しています。これから2025年の大阪万博に向けては、更に多くの旅行者が大阪を訪れ、本町への来訪者も増加するものと思われることから、観光協会・観光ボランティアガイドの会や関係機関、町内事業者との連携を図りながら、妙見口駅前を始めとした現有資源の利活用事業をブラッシュアップするとともに、インバウンドも含めた来訪者の受け入れ態勢を整えてまいります。

また、引き続き高山右近顕彰に関する住民の取組みを支援するとともに、国内外の高山右近顕彰の動きとの連携を図り、右近を歴史的・文化的側面からとらえ、まちづ

くりや観光資源として活かせるよう、関係市町村による広域的な観光戦略を目的として、高山右近サミットの開催に向けて検討を行っております。

高山コミュニティセンター「右近の郷」の更なる活用により、地域の活性化を図るとともに、観光や農業交流の拠点としての役割が発揮できるよう、地域住民や指定管理者との連携を更に強化し、より多くの人を訪れるような魅力的な事業展開を進めてまいります。

平成28年度に開設した農産物直販所「志野の里」の運営を強化するとともに、更に収益性の向上、運営組織の強化や会員の増加など、法人化に向けた支援を推し進めてまいります。

引き続き新規就農者の支援、就農支援塾の実施、農業用ハウスの設置補助等、農業の生産力強化と後継者育成に取り組んでまいります。

また、地域しごと創生スタート支援として、これまでも本町への来訪者の滞在時間の長期化や観光振興を目的に、滞在拠点となる施設に係る起業家に対し支援を行い、一定の成果を見てきたところですが、今後、一層の産業振興・地域経済活性化・雇用機会拡大に寄与するため、補助金の交付対象を整理し、起業支援を行ってまいります。

森林整備につきましては、森林の有する多面的機能を維持・増進させ、健全な森林を育成するため、引き続き国の補助事業を活用し、森林整備を実施してまいります。また、平成31年度に創設された「森林環境譲与税」については、令和2年度も基金として積み立て、大阪府や森林組合との連携を図りながら、近い将来、適切な森林管理が展開できるよう進めてまいります。

鹿・猪による農作物等への被害は、深刻な問題であります。引き続き狩猟による個

体数の調整を猟友会の協力のもと実施します。また、農林業被害の防止のため可動式の有害鳥獣捕獲濫の貸出しや、獣害防止柵等の設置費用の補助を行うとともに、狩猟免許取得に対する補助を実施するなど従事者や後継者の人材育成にも取り組んでまいります。更には、国庫補助を活用した地域による獣害防止策の取組みを支援してまいります。

目標6「安全・安心のまちづくり」についてでございます。

近年、本町でも大規模開発時に築造された道路構造物が老朽化し、様々な損傷が見受けられます。こういった中、橋梁長寿命化計画については、令和元年度に見直しを行ってまいりました。本計画に基づき、令和2年度からも引き続き、将来の財政負担の低減及び道路交通の安全性の確保を図りながら橋梁等の修繕を計画的に実施してまいります。

交通施策については、定住化の促進と高齢者にやさしいまちづくりや地域の活性化を目指した地域公共交通基本構想に基づき推進してまいります。

令和元年度に実施した能勢電鉄「ときわ台駅」前の地下駐輪場の撤去工事に引き続き、本年は同駅前の整備工事を行ってまいります。

光風台自転車駐車場については、利用状況の把握を令和2年度も引き続き行い、第2、第3光風台自転車駐車場の再整備に向けて、詳細設計を行ってまいります。

地籍調査事業については、住民の重要な財産である土地、この実態を正確に把握することは、効率的な行政活動を行うためにも必要であり、地籍の明確化を図らなくてはなりません。本町における土地の保全及びその利用の高度化を目指し、基本計画の策定を行ってまいります。

平成30年7月豪雨により、木代地区で発生した土石流災害に対し、引き続き国や府と連携し、農地及び農業用施設の復旧を行い、従前の効用の回復に努めてまいります。

消防団については、各種災害時における多様なニーズに対応するため、消防署と連携し迅速な消防活動に努めてまいります。また、団員の処遇改善と個人の安全装備品の貸与など活動環境の整備を行うとともに、消防車両の老朽化に伴い機動性のある消防自動車に更新整備します。

防災においては、これまで自治会、自主防災組織との協力により防災訓練を実施し、更に避難所運営マニュアルの整備を行ってきました。

そのような取組の結果、現在は自治会や自主防災組織が防災行政無線屋外拡声子局を使用し、防災訓練に関する情報や地域の緊急情報を発信されています。さらに今後、更なる地域防災のため、自治会等が公共施設内にある子局を含め地区内にある子局を遠隔操作することができる機能を追加し、地域の実態に即した伝達力の向上をはかってまいります。

災害発生時などには、住民の皆さまが適切な避難行動が行われるよう、防災行政無線を用いた防災訓練を実施するとともに、引き続き職員等による防災出前講座の実施や自主防災組織の活動支援をきめ細かく行ってまいります。

吉川地区内にあるため池、山の神上池・下池の決壊時の氾濫浸水を解析し、シミュレーションに基づいて作成したハザードマップを、地域住民に配布し、周知することにより、地域住民の自主的な避難訓練を実施するとともに、決壊時には円滑かつ迅速な避難行動が行えるよう防災・減災に努めてまいります。

また、大阪府「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針」に基づき、巨大地震発生時の避難所避難者数をもとに算出した必要品目を備蓄しておりますが、令和2年度は組立てがより簡易となったワンタッチトイレの増設等の配備を行ってまいります。また、住民の皆さまには、「自助・共助」の観点から1週間分の備蓄に努めていただくよう継続して啓発をしてまいります。

さらに、国の「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、土砂災害による人的被害の軽減に資するため、避難勧告等の発令時の判断を明確にした「避難勧告等の判断・伝達マニュアル(土砂災害編)」を修正し、住民の皆さまに周知してまいります。

大規模宅地開発により整備されました公園・緑地等の樹木については、整備後50年近くが経過し、巨大化・老朽化しており、大規模自然災害の際、重要なインフラである電線・通信線の切断が想定できることから、従前の備えが重要となってきております。特に周辺緑地の立木について、不陸による転倒や倒木の未然防止のため、現状の調査を行い、緑地の維持管理方針を策定し、計画的に伐採することで、防災・減災対策を図り、住民の安全安心確保に努めるとともに、今後の維持管理費の低減を図ってまいります。

下水道については、本町の普及率は99%と整備をほぼ完了しております。その多くは過去の大規模宅地開発により整備されたもので、老朽化が顕著です。下水道は住民生活には必要不可欠な重要なライフラインであることから、今後も持続的な下水道機能を確保するため、令和元年度に策定した「ストックマネジメント計画」に基づ

き、計画的な点検調査、改築改修を行い、あわせてライフサイクルコストの低減を図ってまいります。

最後に、近年、悪質商法の手口は複雑多様化しており、全国的に消費者がトラブルに巻き込まれるケースが多数発生しております。本町でも「消費生活コーナー」を設け相談事業を行っているところですが、引き続き大阪府等と連携し、啓発活動や相談体制の強化に努めてまいります。

結びに、以上、新年度のまちづくりに臨む私の所信の一端と主な施策の概要について申し上げます。

本年1月に改定した「豊能町教育大綱」にもあるように、家庭・地域・学校との協働で支える教育のまちづくりを推進し、学校を中心としたまちづくりの展開により、「誰もが輝くまち、住み続けられるまち」とよの」の実現に向けて全力で邁進をしてまいります。

また、長期的な計画として北大阪急行の延伸や箕面森町企業団地第3工区の開業と企業誘致による雇用創出、豊能町の地域資源を最大限に活用した交流人口や関係人口の増加を図りながら、2025年に開催される大阪万博で最大の効果が得られるように計画を推し進めてまいります。

豊能町の発展に向けての骨格である、まち・ひと・しごと創生総合戦略は、総合まちづくり計画とあわせるために2年延長いたします。令和2年度はこれを着実に進める年と位置づけ、改善と成果の追求を行ってまいります。

最後にこれからの町政運営にあたりましては、議員の皆さまの一層のご理解・ご協力と、住民の皆さまの積極的なまちづくりへの参画を心からお願い申し上げまして、私の所信とさせていただきます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第3「第2号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩川町長。

○町長（塩川恒敏君）

第2号議案、豊能町監査委員選任について同意を求めることについて御説明をさせていただきます。

本件は、識見を有する者のうちから選任した監査委員の任期満了に伴う同委員の選出に関し、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

同意をお願いする方の御住所は、豊能町東ときわ台2丁目8番13。お名前は長浜裕一さん。生年月日は昭和27年6月9日でございます。長浜さんには平成28年から監査委員を務めていただいております。このたび再任をお願いするものでございます。略歴はお手元に配付のとおりでございます。なお、任期は令和2年5月1日から令和6年4月30日までの4年間でございます。説明は以上でございます。御同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

これより、本件に対する質疑を行います。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永谷幸弘君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（永谷幸弘君）

起立全員であります。

よって、第2号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4「第3号議案 豊能町監査委員条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

おはようございます。

第3号議案、豊能町監査委員条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の2ページ、3ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、地方自治法等の一部を改正する法律による地方自治法の改正に伴い、条文中の地方自治法の引用条項にずれが生じたことにより改正するものでございます。

条例の改正内容は、第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第5「第4号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

おはようございます。

第4号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の4ページ、5ページ及び概要説

明資料をお開き願います。

今回の改正は、豊能町地域福祉計画等の策定についての調査・審議に関する事務を行う附属機関を設置するものであり、附属機関の名称は豊能町地域福祉計画等策定委員会でございます。調査・審議の今回の内容は、令和3年度を初年度とする第4次地域福祉計画、第2次自殺対策計画、第4次地域福祉活動計画について一体的に策定する事務に関するものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日につきましては公布の日といたします。また、豊能町報酬及び費用弁償条例別表に地域福祉計画等策定委員会委員日額7,000円を追加するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第6「第5号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

おはようございます。

それでは、第5号議案、豊能町附属機関に関する条例改正の件につきまして御説明申し上げます。

議案書の6ページ及び議案概要書をごらんください。

豊能町附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、豊能町の町長の附属機関である豊能町道の駅設置準備委員会を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

それでは本条例の概要につきまして御説明申し上げます。議案書7ページをごらんください。

改正の内容につきましては、第1条第1号の表、豊能町道の駅設置準備委員会の規定を削除するものでございます。

なお、附則第1項において施行日は公布の日と定め、附則第2項において豊能町報酬及び費用弁償条例の一部を改正し、道の駅設置準備委員会委員長及び同委員の報酬について規定を削除するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第7「第6号議案 豊能町印鑑条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第6号議案、豊能町印鑑条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の8ページ、9ページ及び概要説明資料をお開き願います。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録の資格について豊能町印鑑条例における所要の改正を行うものでございます。この条例は、印鑑の登録及び証明について必要な事項を定めた条例でございます。

それでは、改正の主な概要について御説明をさせていただきます。

お手元の豊能町印鑑条例新旧対照表をごらんください。

まず、第2条第2項第2号でございますが、法の施行に伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の改正を受け、成年被後見人であっても意思能力を有する者については印鑑登録を受けることが可能とするため、印鑑登録を受けることができない者のうち

「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」と改めるものでございます。

次に、第4条第3項及び第6条第1項第3号につきましては、順則に従った文言修正でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第8「第7号議案 職員の服務の宣誓に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第7号議案、職員の服務の宣誓に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の10ページから12ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、会計年度任用職員の服務の宣誓及び緊急事態の際の同宣誓について所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第2条に会計年度任用職員の服務の宣誓に関する規定を追加し、宣誓書に署名し提出する以外の方法によることができるものとするものでございます。

次に、改正後の第3条として、緊急事態の際の服務の宣誓の特例規定を追加し、地震、火災、水害等緊急事態に際し、必要な場合には宣誓を行う前に職員等にその職務を行わせることができるものとするものでございます。

その他、題名の一部を改め、規定を整備するものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第9「第8号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第8号議案、豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の13ページ、14ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、令和2年度からの会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される同職員の補償基礎額について所要の改正を行うものでございます。

条例の改正内容について御説明申し上げます。

第5条にフルタイム会計年度任用職員の公務災害補償に係る補償基礎額の規定を整備し、常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によるものとしてございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行することと、経過措置を規定するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第10「第9号議案 豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内田総務部長。

○総務部長（内田 敬君）

第9号議案、豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表をあわせてごらん願います。

本件は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆるデジタル手続法であります。そのデジタル手続法の改正による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、条文中の引用する法律名及び条項を改正するものでございます。

条例の改正内容は、第6条第2項中、引用する法律名を、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改め、また引用条項第6条第1項に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第11「第10号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木教育次長。

○教育次長（八木一史君）

おはようございます。

それでは、第10号議案、豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

基準を定める条例改正の件について御説明させていただきます。

議案書 17 ページ、18 ページ及び概要説明書、新旧対照表もあわせてごらんください。

提案理由は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による児童福祉法の改正により、放課後児童支援員の資格認定に係る研修の修了についての経過措置を延長するものでございます。

改正内容は、附則第2項中、平成32年3月31日を令和7年3月31日に改め、研修の修了期間の経過措置を5年間延長するものでございます。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第12「第11号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第11号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の御説明をさせていただきます。

議案書の19ページ、20ページ及び概要説明資料をあわせてお開き願います。

本件につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の主な改正は上位法令の改正に伴うもので、国民健康保険料の基礎賦課限度額の引き上げ及び低所得者に係る保険料軽減

判定所得の変更でございます。

まず、基礎賦課限度額の引き上げでございますが、医療分の限度額を58万円から61万円に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険料の被保険者均等割額及び世帯別均等割額に均等割額を減額いたします所得判定基準につきまして、5割減額の基準につきましては被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円に、2割減額の基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円にそれぞれ引き上げるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和2年4月1日といたします。ただし元号に係る規定の整備分につきましては公布の日といたします。また、経過措置といたしまして令和2年度以降の年度分の保険料から適用することといたします。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第13「第12号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

おはようございます。

それでは、第12号議案、令和元年度豊能町一般会計補正予算の件について御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町一般会計補正予算（第7回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ156万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,679万2,000円とす

るものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして繰越明許費でございます。6ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」に記載のとおり、小学校情報機器等整備事業及び中学校情報機器等整備事業について年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。

次に、第3条といたしまして債務負担行為の補正でございます。7ページをごらん願います。

「第3表 債務負担行為補正」に記載の各事業について、いずれも事業費が確定したため減額するものでございます。

次に、第4条といたしまして、地方債の補正でございます。8ページをお開き願います。

まず「第4表 地方債補正の追加」でございますが、小学校情報機器等整備事業及び中学校情報機器等整備事業について、地方債を新たに発行するものでございます。

次に、9ページから10ページの地方債補正の変更でございますが、九つの地方債について事業費が確定したため、地方債を減額するものでございます。

それでは、今回の歳入歳出予算の補正内容について、まず歳出から御説明申し上げます。

今回の補正では、事業費の確定に伴う不用額の減額と歳入の確定に伴う財源振替を行います。それら不用額と財源振替の説明は省略いたしますので御了承願います。

20ページをお開き願います。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費の1. 人件費事業でござい

ますが、早期退職3名、普通退職3名、計6名分の退職手当でございます。

7. 基金管理事業でございますが、土地開発基金の運用利子分を積み立てるものでございます。

なお、土地開発基金が3月末をもって廃止となるため、利子分を一旦土地開発基金に積み立て、それを土地開発基金繰入金として一般会計の歳入とした上、改めて公共施設整備基金に積み立てるものでございます。

21ページをごらん願います。

款3・民生費、項1・社会福祉費、目2・老人福祉費の3. 介護保険特別会計事業勘定繰出金事業でございますが、低所得者への保険料軽減措置にかかる費用を介護保険特別会計に繰り出すものでございます。

次に目10・後期高齢者医療費の1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございますが、大阪府後期高齢者医療広域連合への負担金にかかる費用を後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

28ページをお開き願います。

款10・教育費、項1・教育総務費、目2・事務局費の11. 子ども・子育て支援事業のうち23. 償還金でございますが、平成30年度の事業費の確定に伴う償還金でございます。

次に29ページの項2・小学校費、目2・教育振興費の1. 小学校教育振興事業及び30ページの項3・中学校費の目2・教育振興費の1. 中学校教育振興費でございますが、いずれも国のGIGAスクール構想に基づき、各小中学校にネットワーク環境を整備するものでございます。なお、この事業は翌年度に繰り越して執行いたします。

次に31ページをごらん願います。

項6・保健体育費、目1・スポーツ振興

費の3. シートス管理事業のうち13. 業務委託料でございますが、事業費の確定に伴い不用額を減額するとともに、今年度実施いたしましたシートス空調設備改修工事に伴う補償分を増額するものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

14ページへお戻り願います。

なお、財源振替のもととなる歳入の確定については説明を省略いたしますので御了承お願いいたします。

款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金、節2・老人福祉費国庫負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました低所得者への保険料軽減措置にかかる介護保険特別会計への繰出金にかかる国庫負担金でございます。

次に15ページをごらん願います。

項2・国庫補助金、目7・教育費国庫補助金の節2・小学校費国庫補助金及び節4・中学校費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました各小中学校のネットワーク環境の整備に対する国庫補助金でございます。

次に款16・府支出金、項1・府負担金、目2・民生費府負担金、節2・老人福祉費府負担金でございますが、先ほどの国庫負担金と同じく介護保険特別会計への繰出金にかかる府負担金でございます。

16ページをお開き願います。

同じく民生費府負担金の節4・後期高齢者医療費府負担金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました後期高齢者医療特別会計繰出金にかかる府負担金でございます。

次に17ページをごらん願います。

款16・府支出金、項3・府委託金、目3・教育費府委託金でございますが、道徳推進事業に対する府委託金でございます。

次に款17・財産収入、項1・財産運用収入、目1・利子及び配当金でございますが、土地開発基金の運用利子収入でございます。

18ページをお開き願います。

款19・繰入金、項1・基金繰入金、目1・財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として増額するものでございます。

目3・ふるさとづくり基金繰入金及び目6・公共施設整備基金繰入金は、事業費の確定に伴い減額するものでございます。

目7・土地開発基金繰入金は、土地開発基金の残額を公共施設整備基金に積み立てるため、このたび利子収入分を繰り入れるものでございます。

次に、款21・諸収入、項3・雑入、目3・雑入の58. 豊能郡環境施設組合繰越金返納でございますが、豊能郡環境施設組合において繰越金の精算を行い返納されるものでございます。

次に19ページをごらん願います。

款22・町債、項1・町債、目4・教育債の節2・学校教育施設等整備事業債でございますが、8ページの「第4表 地方債補正追加」のところで申し上げましたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第14「第13号議案 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第13号議案、令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算につ

きまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療保険料の確定により補正を行うものでございます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,195万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,246万5,000円とするものでございます。

それでは歳出より御説明させていただきます。6ページをお開き願います。

款2・後期高齢者医療広域連合納付金の1,195万3,000円につきましては、保険料徴収額相当額の増加による補正でございます。

続きまして歳入でございます。5ページをお開き願います。

款1・後期高齢者医療保険料の特別徴収保険料と普通徴収保険料を合わせました1,000万円と、款3・繰入金の保険基盤安定繰入金195万3,000円につきましては、歳出で御説明をさせていただきました広域連合への納付金の財源とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第15「第14号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第14号議案、令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の

件について御説明させていただきます。

今回の補正は低所得者の保険料軽減強化を行いましたことによる財源調整と、介護保険計画策定事業にかかります繰越明許費並びに債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

初めに、補正予算書の1ページをお開き願います。

令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第6回）でございます。

第2条といたしまして、繰越明許についてでございます。

4ページをお開きください。

第8期介護保険計画策定事業について322万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして第3条といたしまして債務負担行為の変更でございます。

5ページをお願いいたします。

第8期介護保険計画策定事業について変更後561万円とするものでございます。

次に今回の補正内容について歳出より御説明させていただきます。

9ページをお願いいたします。

款2・保険給付費から15ページの款4・地域支援事業費までは、低所得者の保険料軽減強化を行ったことによる保険料の減額分と、この減額分を補うための一般会計繰入金の増額に係る財源調整でございます。

次に歳入の説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款1・保険料、目1・第1号被保険者保険料のマイナス40万4,000円は、低所得者の保険料軽減強化を行ったことによります保険料の影響額でございます。

続きましてその下の款6・繰入金、目5・低所得者保険料軽減繰入金の40万4,000円につきましては、先ほどの保険料

の影響額を一般会計より繰入するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第16「第15号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは、第15号議案、令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算（第4回）につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。

第1条としまして、規定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,764万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,932万8,000円とするものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、3ページの「第2表 地方債補正の変更」をごらんください。これは事業費の確定に伴い地方債の限度額を減額するものでございます。

それでは今回の補正につきまして歳出から御説明させていただきます。

7ページをお開きください。

まず款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費の公課費の減額でございますが、これは消費税確定によるものでございます。

次に目2・下水道維持管理費の減額でございますが、入札差金や事業費の確定などに伴うものでございます。

8ページをお開きください。

款1・下水道費、項2・下水道整備費、目1・下水道整備費の減額でございますが、

流域下水道事業建設負担金の事業費の確定に伴い減となるものでございます。

款1・下水道費、項3・浄化槽管理費、目1・浄化槽維持管理費の減額でございますが、これにつきましては入札差金及び事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして歳入について御説明させていただきます。

6ページにお戻りください。6ページの款5・繰入金につきましては、事業費の確定に伴い減額となるものでございます。

次の款8・町債につきましては、流域下水道事業の事業費が確定したことにより減額するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

○議長（永谷幸弘君）

日程第17「第16号議案 令和2年度豊能町一般会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池上副町長。

○副町長（池上成之君）

第16号議案、令和2年度豊能町一般会計予算の件について御説明申し上げます。

予算書の5ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を69億4,500万円と定めるものでございます。これは、骨格予算であった前年度と比べ3億1,300万円の増、率にして4.7%の増でございます。

予算の款項の区分、金額は、6ページから12ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

次に、第2条といたしまして、繰越明許費でございますが、13ページをお開き願います。

「第2表 繰越明許費」のとおり、町道

等維持補修事業及び保幼小中一貫教育推進事業について、年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものがございます。

次に、第3条としまして債務負担行為でございます。14ページをお開き願います。

「第3表 債務負担行為」のとおり、人事給与システム更新事業から、小中学校コピー機借上事業まで八つの事業について、債務負担行為の期間、限度額を定めるものがございます。

次に、第4条としまして地方債でございますが、15ページをごらん願います。

「第4表 地方債」のとおり、15ページの1. 道路舗装事業債から、17ページの13. 臨時財政対策債まで、13の事業について、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものがございます。

5ページにお戻り願います。

第5条としまして、一時借入金でございますが、最高額を5億円と定めるものがございます。

次に、第6条としまして、歳出予算の流用でございますが、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合、同一款内で各項間の流用ができることを定めるものがございます。

それでは、当初予算の概要について、まず歳出から御説明申し上げます。

なお、事業の内容については、別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので、説明を省略いたします。

予算書の23ページをお開き願います。

款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・議会費は1億1,565万1,000円で、対前年度67万8,000円の減でございます。これは、議員共済費の減が主な要因でございます。

款2・総務費は10億5,893万7,000円で、前年度6,940万5,000円の減でございます。これは、定年退職者の減に伴う退職手当の減など職員手当の減と、地方創生推進交付金の対象であった事業の減が主な要因でございます。

款3・民生費は19億7,216万円で、対前年度1億995万8,000円の増でございます。これは、障害者自立支援事業における扶助費の増や、介護保険特別会計への繰出金の増、保育所・留守家庭育成室の非常勤報酬の増などが主な要因でございます。

款4・衛生費は、9億176万4,000円で、対前年度919万8,000円の増でございます。これは、国保診療所特別会計への繰出金や、豊能郡環境施設組合への負担金の増などが主な要因でございます。

款5・労働費は618万8,000円で、対前年度155万7,000円の増でございます。これは、シルバー人材センターへの貸付金事業が主な要因でございます。

款6・農林水産業費は9,959万2,000円で、対前年度267万6,000円の減。また、その次の款7・商工費は2,028万9,000円で、対前年度539万円の減でございます。これらはいずれも地方創生推進交付金の対象であった事業の減が主な要因でございます。

款8・土木費は5億2,514万6,000円で、対前年度3,286万7,000円の増でございます。これは、公園緑地整備事業や下水道事業特別会計への繰出金などが増となるものがございます。

款9・消費費は3億5,353万7,000円で、対前年度4,078万3,000円の減でございます。これは、箕面市への消防事務委託に係る負担金が減となるものがございます。

款10・教育費は11億790万3,000円で、対前年度1億6,629万2,000円の増でございます。これは、小中一貫校の基本設計にかかる費用や、幼稚園の非常勤報酬などが増となるものでございます。

款11・災害復旧費は1億6,664万5,000円で皆増でございますが、平成30年度の西日本豪雨により被災した木代地区の災害復旧工事のうち、未執行部分の事業でございます。

款12・公債費は、6億485万7,000円で、対前年度5,678万5,000円の減でございます。これは、借換債がないためでございます。

歳出の説明は以上でございます。

なお、給与費明細書は147ページから152ページに掲載しておりますので、御参照願います。

次に歳入について御説明申し上げます。

21ページをお開き願います。

歳入においても、款の予算額が前年度と比べ増減が大きいものについて、その主な要因を申し上げます。

款1・町税は16億9,076万5,000円で、対前年度3,562万5,000円の減でございます。これは主に個人の町民税や固定資産税の減によるものでございます。

款2・地方譲与税から款10・地方特例交付金まで、及び款12・交通安全対策特別交付金は、いずれも令和元年度の決算見込み額や大阪府の予算額などから算定したものでございます。

次に、款11・地方交付税は23億4,900万円で、対前年度2億1,900万円の増でございます。これは地方財政計画を参考に、令和元年度の決算見込み額から算定し、増を見込んだものでございます。

款13・分担金及び負担金は5,411万3,000円で、対前年度1,133万4,000

円の減、また、款14・使用料及び手数料は5,564万2,000円で、対前年度1,019万4,000円の減でございます。これはいずれも保育所・幼稚園・こども園の保育料の減によるものでございます。

次に22ページをお開き願います。

款15・国庫支出金は3億7,649万6,000円で、対前年度3,023万8,000円の減でございます。これは主に、地方創生推進交付金の減によるものでございます。

款16・府支出金は5億5,506万2,000円で、対前年度1億6,297万7,000円の増でございます。これは災害復旧費に係る補助金の増などによるものでございます。

款19・繰入金は9億3,555万6,000円で、5,013万6,000円の増でございます。これは財政調整基金繰入金は対前年度6,126万3,000円の減、文化振興基金繰入金は対前年度1,600万円の減と、ともに減少したものの、公共施設整備基金が対前年度7,500万円の増、退職手当繰入金、退職手当基金繰入金が対前年度4,797万円の増などとなったためでございます。

なお、基金の充当先は別冊の当初予算説明資料に掲載しておりますので御参照願います。

款22・町債は3億3,570万円で、対前年度1億757万6,000円の減でございます。これは借換債がなくなったことなどが要因でございます。

なお、地方債残高見込み額は予算書160ページに掲載しておりますので、御参照願います。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第18「第17号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第17号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の165ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,996万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定めるものでございます。

第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、歳出から、主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

184ページをお開き願います。

185ページにかけましての款1・総務費、項1・総務管理費の3,606万8,000円につきましては、人件費と事務費、大阪府国保連合会との電算処理に要する経費及び連合会への負担金でございます。

次に、項2・徴税費110万8,000円でございますが、保険料の賦課徴収事務に係る経費でございます。

186ページから187ページにかけましての款2・保険給付費、項1・療養諸費でございますが、17億8,173万2,000円で、対前年度比1.5%の減となり、令和元年度の医療費などを勘案し予算計上し

てございます。

項2・高額療養費の2億1,544万円につきましても、令和元年度の療養費を勘案し、予算計上してございます。

191ページから193ページの款3・国民健康保険事業費納付金でございますが、大阪府が決定しました標準保険料率により本町に割り当てられた納付金を大阪府に納めるものでございますが、医療分、後期支援分、介護分合わせまして7億6,997万円で、昨年度より3,183万3,000円の減となっております。

194ページの款5・保健事業費、項1・特定健康診査等事業費でございますが、これにつきましては、医療保険者に義務づけられております生活習慣病予防に対する特定健診と保健指導に係る費用でございます。2,845万6,000円を計上しております。

198ページをお願いいたします。

款8・諸支出金、項2・繰出金の928万6,000円でございますが、国保診療所施設勘定特別会計への繰出金でございますが、特別調整交付金として国より交付される金額を繰り出すものでございます。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、175ページをお開き願います。

款1・国民健康保険料につきましては、5億8,563万5,000円を計上しております。令和2年度の本町の保険料でございますが、4年後の令和6年度の大阪府が定める府内市町村保険料率統一に向け、現在、本町独自の激変緩和3年目となっております。医療分、後期支援分、介護分の合計で所得割は0.68ポイント増の13.01%。均等割額につきましては1,000円増の5

万3,400円。平等割につきましては4,200円増の3万9,900円と改定するものでございます。

179ページの款5・府支出金、項1・府補助金の20億4,868万3,000円でございますが、保険給付費等に対しまして、大阪府からの交付金でございます。

180ページにかけましての款6・繰入金、目1・一般会計繰入金の1億7,000万8,000円でございますが、保険基盤安定繰入金や地方交付税に算入される分などを一般会計から繰り入れするものでございます。

また、同じページ下段の目1・国民健康保険事業財政調整基金繰入金2,000万円につきましては、先ほど申し上げました本町独自の保険料激変緩和に用いるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第19「第18号議案 令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第18号議案、令和2年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の209ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億455万9,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第230条第1項による地方債について規定するもので、町債につきましては213ペー

ジの「第2表 地方債」の記載のとおりでございます。

第3条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定めるものでございます。

第4条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定による、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができるものにつきまして定めたものでございます。

それでは内容につきまして、まず歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

224ページ、225ページをお願いいたします。

款1・総務費、目1・一般管理費の8,330万9,000円につきましては、人件費及び診療所の運営管理費に要する経費でございます。

令和元年度からの増額の主な要因といたしましては、内科診療日の増に伴う人件費等の経費及び歯科診療部門での歯科用CT、滅菌機、バキュームモーター等の新設・更新・増設等の費用によるものでございます。

次に226ページから227ページの款2・医業費2,006万2,000円は、診療に要する各種健診や歯科技工等の委託料及び医薬品、また内科・歯科電子カルテ用コンピュータのシステム保守等の経費でございます。

歳出は以上でございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

お戻りいただきまして、219ページをお願いいたします。

款・診療収入の項1・外来収入の予算でございますが、3,430万円で、先ほど歳出で御説明申し上げました診療日の増に伴い、令和元年度より約10%の増額を見込

んでございます。また、220ページの項2・その他の診療報酬として諸検査等収入で275万円を計上してございます。

次に221ページの款4・繰入金、項1・繰入金は、一般会計から4,335万1,000円、そして僻地診療所施設の運営補助等といたしまして928万6,000円を、国民健康保険特別会計から、それぞれ繰り入れをするものでございます。

最後に、222ページの款6・町債は、診療所機器更新等事業債として1,430万円を受けるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第20「第19号議案 令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第19号議案、令和2年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書239ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,531万6,000円と定めるものでございます。

それでは、内容の主なものにつきまして、まず歳出から御説明をさせていただきます。

251ページをお開き願います。

款1・総務費につきましては、保険料徴収事務等の事務経費でございます。

次に、252ページの款2・後期高齢者医療広域連合納付金5億4,945万9,000円につきましては、保険料徴収分等を広

域連合に納付する負担金でございます。

続きまして、歳入の主なものを御説明させていただきます。

お戻りいただきまして、247ページをお願いいたします。

款1・後期高齢者医療保険料は、特別徴収、普通徴収を合わせまして4億9,158万6,000円の保険料を見込んでおります。

248ページをごらん願います。

款3・繰入金、項1・一般会計繰入金、目2・保険基盤安定繰入金は、政令軽減分である保険基盤安定繰入金として5,787万3,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第21「第20号議案 令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦生活福祉部長。

○生活福祉部長（上浦 登君）

それでは、第20号議案、令和2年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の予算書257ページをお開き願います。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億3,050万4,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の限度額は1億円と定めるものでございます。

また、第3条につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用す

ることができるものにつきまして定めたものでございます。

内容につきまして、歳出から、その主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

275ページ、276ページをお開き願います。

款1・総務費、目1・一般管理費3,738万円でございますが、この経費の主なものにつきましては、人件費と介護保険システム改修費等に係る経費でございます。

277ページをお開き願います。

項3・介護認定審査会費、目1・認定調査等費の1,278万円は、主治医意見書作成の手数料や、業務委託料の要介護認定調査委託料等の経費でございます。

また、目2・介護認定審査会共同設置負担金の1,310万円でございますが、これにつきましては池田市、能勢町、豊能町の1市2町によります認定審査会の負担金でございます。

279ページから285ページにかけての款2・保険給付費でございますが、第7期介護保険事業計画に基づきまして、合計で21億9,864万4,000円を計上しております。

次に、286ページの款4・地域支援事業費、項1・介護予防生活支援サービス事業費の、8,229万6,000円につきましては、総合事業に係ります経費でございます。また、同じページの項2・一般介護予防事業費の913万9,000円並びに287ページから291ページにかけての項3・包括的支援事業費、任意事業費の6,191万5,000円につきましては、予防と自立支援に重点を置いた地域支援事業及び地域包括支援センターの運営に係る経費などでございます。

続きまして、歳入につきまして御説明を

申し上げます。

お戻りいただきまして、267ページをお開き願います。

款1・保険料の第1号被保険者保険料でございますが、65歳以上の第1号被保険者数を対象に算出した額に滞納分を含めまして6億2,746万8,000円を計上いたしております。

次に、268ページをお開き願います。

款3・国庫支出金、目1・介護給付費国庫負担金でございますが、現年度分につきましては国の介護給付費負担分といたしまして4億3,972万8,000円を計上してございます。

項2・国庫補助金、現年度分調整交付金でございますが、1,534万5,000円の交付を見込んでございます。

269ページ目の目2・介護予防事業交付金の現年度分1,831万3,000円と、次の目3・包括的支援事業等費交付金の現年度分2,043万6,000円につきましては、各種地域支援事業に応じた額を計上してございます。

次に款4・支払基金交付金、目1・介護給付費交付金の現年度分5億9,363万4,000円と、目2・地域支援事業支援交付金の現年度分2,472万3,000円につきましては、第2号被保険者の負担分、介護給付費の27%に相当する額を計上してございます。

270ページの款5・府支出金、目1・介護給付費府負担金、現年度分につきましては大阪府の負担分でございます介護給付費の12.5%に相当する額、2億7,483万円を計上してございます。

次に、271ページをお開き願います。

款6・繰入金、項1・一般会計繰入金の目1・介護給付費繰入金の現年度分でございますが、町の負担分といたしまして、介

護給付費の12.5%の2億7,483万円を計上してございます。

目4・その他一般会計繰入金は、人件費や事務費分として6,733万3,000円を計上してございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

日程第22「第21号議案 令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上畑建設環境部長。

○建設環境部長（上畑光明君）

それでは、第21号議案、令和2年度豊能町下水道事業特別会計予算の件について御説明申し上げます。

お手元の予算書の305ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億9,971万円と定めるものでございます。

2. 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、306ページの「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条、地方債でございますが、309ページの「第2表 地方債」の表をごらんください。起債の目的、限度額、利率、償還方法等を定めております。

第3条、一時借入金については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1億円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用については、地方自治法第220条の第2項ただし書きの規定により、予算額に過不足が生じた場合における同一款内での流用を定めるものでございます。

それでは、歳出より御説明申し上げます。320ページをお開き願います。

款1・下水道費、項1・下水道管理費、目1・下水道総務費でございますが、下水道事業の運営に係る経費を計上しており、前年度と比べ494万4,000円の増となっております。この主な要因は、消費税増税による公課費の増によるものでございます。321ページをごらんください。

目2・下水道維持管理費でございますが、下水道施設の適切な維持管理に係る経費を計上しており、前年度と比べ495万2,000円の減となっております。この主な要因は、流域下水道負担金の減によるものでございます。

322ページをお開き願います。

款2・下水道整備費、目1・下水道整備費でございますが、下水道施設の建設等に係る経費を計上しており、前年度と比べ2,204万円の増でございます。この主な要因は、前年度が骨格予算であったことから、投資的経費が計上されていなかったためでございます。

323ページから325ページの項3・浄化槽管理費、項4・浄化槽整備費でございますが、町管理の合併処理浄化槽の適切な維持管理及び整備に係る経費を計上しており、前年度とほぼ同額でございます。

325ページをお開きください。

款2・公債費、項1・下水道公債費でございますが、元金と利子の合計額は前年度に比べて1,636万2,000円の増でございます。増となった要因は、通常の償還分は減となっておりますが、一括償還分があるため増額となったものでございます。

326ページをお開きください。

項2・浄化槽公債費でございますが、元金と利子の合計は513万5,000円で、前年度とほぼ同額でございます。

予備費は前年度と同額に100万円計上しております。

続きまして、歳入の御説明を申し上げます。

315ページにお戻り願います。

款2・使用料及び手数料、項1・使用料、目1・下水道使用料と目2・浄化槽使用料は、いずれも消費税増税に伴う増額を見込んでおります。

316ページをお開き願います。

項2・手数料、目1・下水道手数料は、前年度が指定工事店の登録更新年度であったことと、令和2年度より責任技術者の登録事務が大阪府下水道協会に一元化されるため減となっております。

款3・国庫支出金、項1・国庫補助金、目1・下水道費国庫補助金でございますが、ストックマネジメント事業に係る交付金で、事業費の2分の1を見込んでおります。

款4・財産収入は、下水道建設基金等の運用収入でございます。

317ページをごらんください。

款5・繰入金、項1・一般会計繰入金は、雨水対策及び浄化槽管理等に係る一般会計からの繰入金で、1,986万9,000円の増となっております。主な要因は、下水道債償還に伴います交付税措置分の増と、工事検査員との兼務職員が増加したことによる人件費の増でございます。

項2・基金繰入金、目1・下水道建設基金繰入金でございますが、前年度に比べ、1,535万6,000円の増となっております。増の要因といたしましては、歳出のところで御説明いたしましたように、前年度が骨格予算であったことから、投資的費用が計上されていなかったため、本年度は基金を充てる額が増となっております。

318ページをごらんください。

款6・繰越金及び款7・諸収入、項1・

預金利子は科目設定でございます。

項2・雑入は、前年度と同額を見込んでおります。

319ページをごらんください。

款8・町債は、前年度に比べ130万円の増でございます。これは、流域下水道建設負担金の増によるものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（永谷幸弘君）

提案理由の説明は以上で終了いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

次回は、3月4日午前9時30分より会議を開きます。

本日は大変に御苦労さまでした。

散会 午前11時35分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

町政運営方針について

- 第 2 号議案 豊能町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 3 号議案 豊能町監査委員条例改正の件
- 第 4 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 5 号議案 豊能町附属機関に関する条例改正の件
- 第 6 号議案 豊能町印鑑条例改正の件
- 第 7 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例改正の件
- 第 8 号議案 豊能町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例改正の件
- 第 9 号議案 豊能町固定資産評価審査委員会条例改正の件
- 第 10 号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第 11 号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- 第 12 号議案 令和元年度豊能町一般会計補正予算の件
- 第 13 号議案 令和元年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件
- 第 14 号議案 令和元年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算の件
- 第 15 号議案 令和元年度豊能町下水道事業特別会計補正予算の件
- 第 16 号議案 令和 2 年度豊能町一般会計予算の件
- 第 17 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 18 号議案 令和 2 年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定予算の件
- 第 19 号議案 令和 2 年度豊能町後期高齢者医療特別会計予算の件
- 第 20 号議案 令和 2 年度豊能町介護保険特別会計事業勘定予算の件
- 第 21 号議案 令和 2 年度豊能町下水道事業特別会計予算の件

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会 議長

署名議員 3番

同 4番